

# 仲間をふやして大きな民商を

## 税金・国保・金融の相談は 一人で悩まず民商へ

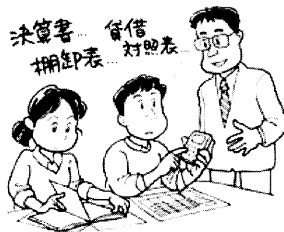


札幌市中央区  
南1条西14丁目  
TEL281-2808  
FAX281-2832  
ホームページ  
<http://www.tyu-min.com>  
Eメール  
info@tyu-min.com

4月に入り、新年度を迎えました。消費税が増税になって一年が過ぎましたが、増税や社会保障改悪の影響が会内外から出てきています。民商への相談も「確定申告をまだしていません」「国保料が高くて払えない」等多岐に渡っています。「困った事は一人で悩まず民商へ相談を」の声をかけましょう。

### 確定申告書の提出で相談

4月早々に東部民商の会員を介して、確定申告の相談が入りました。「3年前から事業を始めているが、確定申告をしていない。先日税務署から仕事中に電話が来て、申告するよう言われたが、どうやったらいいかわからない」との事。必要な書類等を用意してもらいながら、申告書作成を進める事になっています。合わせて「今年からは法人にして事業を拡大しよう」と検討しているのでもこちらの方も相談にのってほしい」と語っています。



### 国保料の減免申請で決定通知

3月に国保料の減免申請を行った第3支部のYさん。4月に入ってから、無事減免決定の通知書が届きました。「初めての手続きだったので、ドキドキしましたが、通知が来てホッとしました。国保料の支払いで困っている会員にも知らせたい」と語っています。



## 消費税等確定申告書付表の扱いについて 提出しない事での罰則はありません

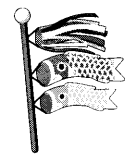
確定申告を終えた会員から、「消費税確定申告書について書類の提出文書が来た」との問い合わせが相次いでいます。消費税等申告書付表（簡易課税は付表4および5-（2）、本則課税は付表1および2-（2））については、添付義務はあるものの、罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効と税務署は回答しています。支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「消費税等申告書付表」提出の有無や内容について話し合みましょう。



## いっせい地方選挙(前半戦) 住民主人公の道政・市政へ

いっせい（統一）地方選挙（前半戦）が4月12日に投票が行われました。札幌市議選では、中央区の小形かおり市議（現・商工新聞読者）が5位で当選し、三選を果たしました。南区の紙谷さようへい市議候補（新・商工新聞読者）は次点となりました。日本共産党札幌市議団は5議席から8議席に躍進しました。北海道議選でも、日本共産党は4議席を獲得し、1999年以来の躍進となりました。引き続き、中小業者が主人公のあったか道政・市政の実現めざして奮闘しましょう。

**民商(事務所)・商工新聞休みのお知らせ**  
\*5月は2日(土)~6日(水)まで事務所を休みます  
\*5月1日(金)はメーデー参加のため、10時~13時の間事務所を閉めています  
\*緊急の場合は下記の連絡先へ  
◎富堂局長(携帯080-6065-1714)へ  
\*印刷・輸送の都合で5月4日付の商工新聞は休みとなります(5月18日付から発行します)



**「民商会費」納入のお願い**  
民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。皆さんのご協力に心からお礼を申し上げます。毎月15日までに納入をお願いしています。事務所に届けて頂けるとたいへん助かります。引き続きご協力をお願いします。